

広島県告示第九百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年十月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
三次市作木町香淀字唐香一四二番一地先から 三次市作木町香淀字唐香一四二番一地で	六・九〇〃 二〇・一〇	四・七〇〃 一〇・九〇	拡幅 一般国道四三 三号及び一般 国道四二四号 と重複
	六六〇・〇〇	六六〇・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
三次市作木町香淀字唐香一〇二九番二地先から	敷地の幅員 (メートル)	四・七〇〃 一〇・九〇	
	延長 (メートル)	六六〇・〇〇	

三次市作木町香淀字唐香一〇六四番一地先ま で	
新	
六・九〇〇 二〇・一〇〇	
六六〇・〇〇	
拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四二四号 と重複	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区	間			
三次市作木町香淀字唐香一〇二九番三地先か ら 三次市作木町香淀字唐香一〇六四番一地先ま で				
新	旧	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
六・九〇〇 二〇・一〇〇	四・七〇〇 一〇・九〇〇			
六六〇・〇〇	六六〇・〇〇			
拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四二四号 と重複				備 考